

(書式 1 - 5 - 5)

遺言執行者を指定する遺言書

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

遺言者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付自筆証書遺言の遺言執行者として、〇〇
〇〇（住所〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号）を指定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

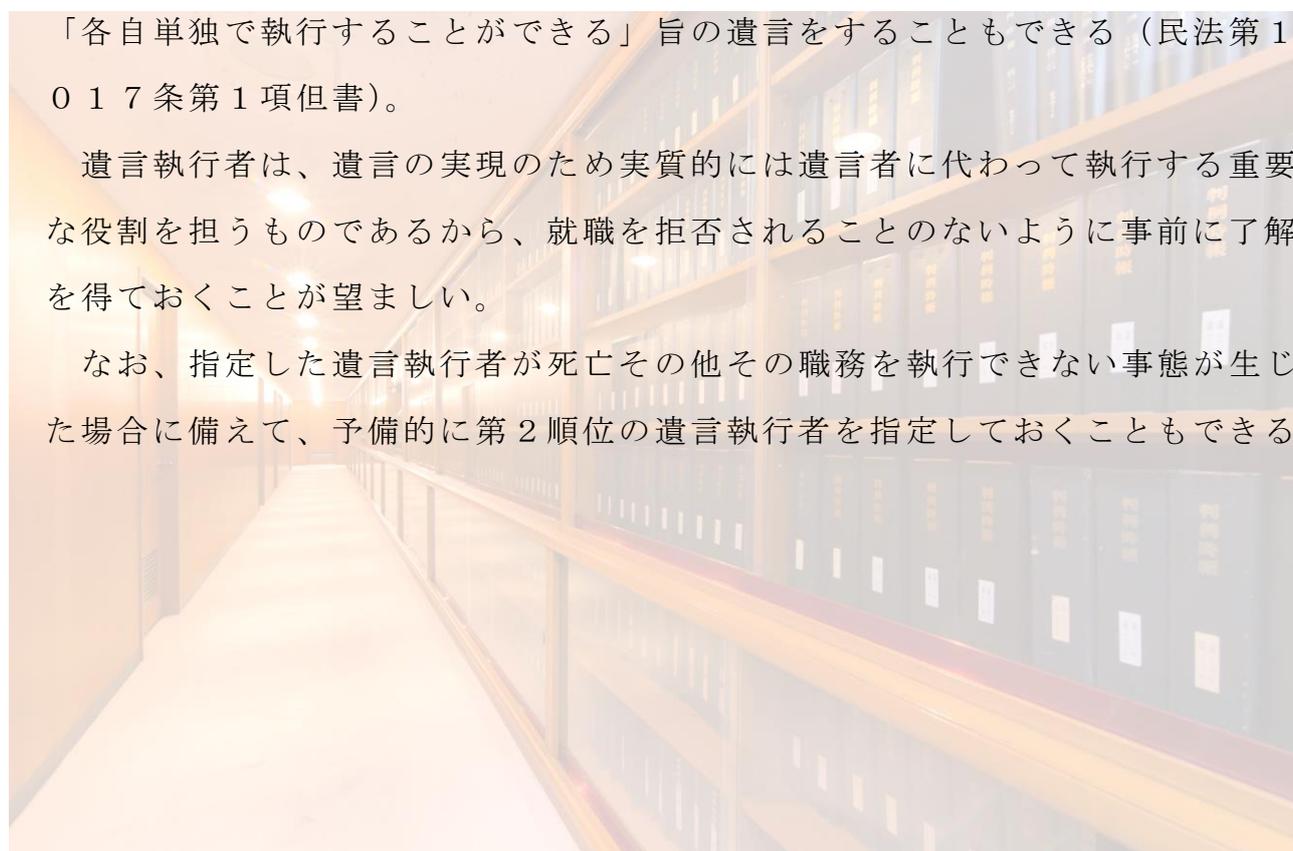
解説

通常は、執行される遺言事項と同じ遺言で遺言執行者の指定をすることが多いが、本書式は後日別の遺言で指定する例である。

未成年者及び破産者は遺言執行者になれない（民法第1009条）。相続人、受遺者を遺言執行者に指定することもできる。法人を指定することもできる。1人に限らず、2人以上を指定することもできる。2人以上指定したときに、「各自単独で執行することができる」旨の遺言をすることもできる（民法第1017条第1項但書）。

遺言執行者は、遺言の実現のため実質的には遺言者に代わって執行する重要な役割を担うものであるから、就職を拒否されることのないように事前に了解を得ておくことが望ましい。

なお、指定した遺言執行者が死亡その他その職務を執行できない事態が生じた場合に備えて、予備的に第2順位の遺言執行者を指定しておくこともできる。



* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所